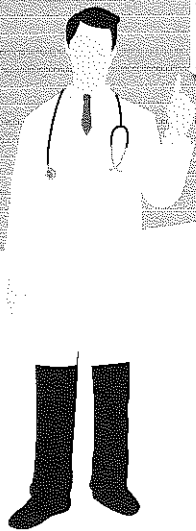


わが町の ドクター跡取りクリニック



第4回

医療法人への対応ポイント



税理士法人ブレインパートナー代表社員／公認会計士・税理士
矢野 厚登

医療法人の設立を検討する場合、前回紹介した法人の特徴をどのようにとらえるかについては意見が分かれるところだ。これから設立する医療法人はすべて新制度に基づくものであり、私は二つのパターンに分けて考えます。

後継者が決まっている場合、医療法人を設立したのちに解散するリスクは低いわけです。節税効果が明らかである場合は法人設立をお勧めします。この場合、役員報酬の支給額によって、個人へ所得を移転するか、法人の内部留保を厚くするか、ランスを考えることが大切です。新医療法人のメリットの一つは内部留保が相続税の対象とならないことであり、後継者に財産を残すための手段としても有効です。

後継者が決まっていない場合、または後継者がいない場合でも、所得税の節税効果が相見込める場合は法人設立を検討します。ただし、解散時のリスクを常に念頭においた対策が必要です。あまり内部留保が大きくなると、毎年の役員報酬を考え、役員退職金支払いの想定もされておいたほうがよいでしょう。もし医療法人を解散しなければならぬ事態となり、その時点で内部留保が相当大きい場合、退職金によって法人の内部留保を個人に移転することを考えます。

この場合、退職金はその法人の規模や他の法人に比べて過度に高額となると、医療

法人において経費性を否認される可能性があり、それをもって医療法人化のデメリットとする税理士の方もいますが、もともと損益計算書上費用となっている退職金の金額の範囲内での否認となるので、医療法人側は余分な税金の負担を強いられるものではありません。また、退職金の原資として生命保険を活用する手法は企業と同じく医療法人でも使われることが多く、この点は新旧いずれの医療法人においても同じです。旧制度の医療法人のお客さまにおいては、その持ち分が相続税の対象となることを認識しなければなりません。まずは持ち分の評価と相続税の試算をお勧めします。

持ち分の評価は企業の株式に似た方法で、純資産方式と類似業種比準方式により、株式会社と異なり配当ができないので内部留保が増加し、評価額が高くなっているケースも多く見受けられます。また、企業に比べ、類似業種比準方式における利益のウェイトが高いため、好業績の医療法人の持ち分はますます高くなります。したがって、生前に持ち分を移転する必要性が高く、暦年贈与や相続時精算課税などを検討していきます。

一方で、持ち分評価を下げる手法として、退職金の支払いや設備の更新などが考えられ、親から子どもへの医院承継がこのタイミングと重なれば、円滑なバトンタッチに結び付けられると思います。